

参考様式（第10条関係）

審議会等の会議録

会議の名称	座間市基地返還促進委員会第5回会議			
開催日時	平成22年11月9日（火） 14時00分から16時30分まで			
開催場所	市役所 3-2会議室			
出席者	木村功会長、渡辺了副会長、飯島康博委員、大木フミ子委員、大矢修市委員、大矢愼市委員、佐藤節子委員、座間幸一委員、曾根齊委員、渡慶次道哉委員、濱野真一委員、丸尾博子委員、川原千代子委員、渡辺六郎委員			
事務局	秘書室 渉外課			
公開の可否	公開	一部公開	非公開	傍聴人数 人
非公開・一部公開とした理由	協働まちづくり条例第12条第1項第2号			
議題	前回会議の確認 座間市基地返還促進等市民連絡協議会平成22年度第1回臨時総会の報告 跡地利用計画案の検討について			
資料の名称	基地返還跡地利用計画についての検討資料（基地返還促進委員会答申書案）			

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>司 会：皆さんこんにちは。只今から、会議を始めさせていただきます。 出席人数は14名でございます。過半数に達しておりますので、座間市基地返還促進委員会規則により本日の委員会は成立いたしますので、ただいまから座間市基地返還促進委員会会議を開催させていただきます。 議長を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>会 長：改めましてこんにちは。秋というのは風がないことで好きだったんですけどもとても考えられない位の強風の中でありまして、皆さんお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。 それでは、規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。議事については、従来同様皆さんのご協力をいただきながら進めて参りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 まず、最初の議題に入ります前に、前回同様に協働まちづくり条例に従ってこの会議の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。なお、本日のところ傍聴の方はみえておりません。しかし、第1回目同様、第4回目のルールによって、皆さんのご意見を聞きながら公開するのか、公開しないのか、内容についてはどう会議があるべきかそういうことをご意見をいただきながら、改めまして議題に入る前に確認をとりますのでよろしくお願いいたします。何かご質問やご意見がありましたらお出してください。</p> <p>A 委員：前回もお話しましたがけれども、微妙な条件で答申も関係するので非公開にしてもらいたいと思います。</p> <p>議 長 ありがとうございます。他に何かございますか。</p> <p>B 委員：賛成です。</p> <p>議 長：他に何かございますか。それでは、お互いに忌憚のない意見交換をする意味でも、また、審議途中の内容が外に出るということは様々な憶測や誤解を生じ、混乱を招いたらいけないので、前回</p>
-------------------------------------	---

同様の非公開の意見がでたところですが、採決をとってまいりたいと思います。

本日の会議を非公開とすることでよろしいでしょうか、賛成の方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議 長：挙手全員により、この会議は非公開といたします。

それでは、議題に入ります。まず、(1) の、前回会議の確認事項について事務局から説明願います。

事務局：前回の会議では、まず事務局から 10 月 14 日に開催された「キャンプ座間に関する協議会」第 7 回幹事会の報告と座間市基地返還促進等市民連絡協議会第 6 回役員会の報告を行ったのち、跡地利用計画案の検討を事務局が提出した検討資料を踏まえて行っていただきました。様々な意見交換がなされ、今回は、跡地利用のゾーン図を含め答申書に近い形での検討資料を事務局から示してもらい検討することになりました。

議 長：只今の説明についてご質問はございますか。よろしいですか。

(意見なし)

それでは、続きまして議題 (2) の座間市基地返還促進等市民連絡協議会平成 22 年度第 1 回臨時総会の報告を事務局からお願いします。

事務局：臨時総会の報告をさせていただきます。基地返還促進等市民連絡協議会の第 6 回役員会が 10 月 18 日に開かれたのに続き、これは前回報告させていただいたと思いますけれども、それに続き 11 月 1 日に基地返還促進等市民連絡協議会の第 1 回目の臨時総会が開催されました。この議題は、前回役員会同様、キャンプ座間に関する協議会第 7 回幹事会についてでございました。

その結果は、前回の会議で役員会の報告をさせていただきますし

たが、出された主な質問・意見ともほぼ同様のものでした。例えば、日米合同委員会で正式決定がなされていない中、跡地利用を決めるのは時期尚早ではないか。防衛側として、12月までに返還候補地全体約5.4ヘクタールの利用についてとりまとめたいとのことだが、あまりにも期間が短く、まとめることは難しいのではないか。それに対して、加速すべきだという意見もありました。それから、今回の国からの提案は、座間市の要望が受け入れられ、大きな進歩だという意見がございました。また、市民要望の一番多かった病院について、踏み込んだ話を防衛側が持ってきてくれたので、きちっとした計画を作って是非進めてほしい。同様に病院について積極的に取り組むべきとの意見がございました。また、病院設置のための医療圏の問題等の議論もありましたが、市内に病院が欲しいという市民の切実な願いを実現するため努力をしてほしいという意見が多くございました。さらに、陸自家族宿舎への進入路は、市民も利用できるのかという質問に対し、地区内道路として市民も利用できるとする国の回答が伝えられました。また、大坂台公園に接するようになっているが、道路が整備されるのか。口ばしのところですね。あそこから出入りすることに対し、公園の中に道路を整備するのかという質問に対して、公園の中に一般道路をつくることは認められないため、基本的には歩行者、自転車等の通路という形になると説明がありました。また、今回の臨時総会での提案を基地返還促進委員会に報告しているのかという質問に対し、「キャンプ座間に関する協議会」や促進協の役員会は逐次報告をさせていただいている。もちろん臨時総会の内容も報告するとの回答がありました。

最後に、議長である市長のまとめた発言がございまして、この返還候補地について今回の国の提案は、宿舎の位置、面積及び戸数の削減、進入路の整備と市民利用、造成の件等、市が要望していたことのほとんど全部を国が配慮してくれたと評価している。今後は、お金をかけずに、有効活用することが大前提である。その中で新成長戦略の適用となるよう努力しながら市民要望の高い病院誘致も求めていく価値があるのではないかと思っている。と述べています。

雑駁ですが、以上が臨時総会の概要でございます。

議長：ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(意見なし)

ないようなので、それでは議題(3)の、利用計画案の検討に入りますが、前回の会議で検討資料として事務局の案を提示していただいて、それを踏まえて検討していたわけですが、今回は、さらに詳しい跡地利用計画の内容等を示していただくこととなっていました。お手元の方に案がいつているかと思いますが、それについて説明をいただきながら検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、資料内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：お手元の基地返還促進委員会答申案という資料をご覧くださいと思います。答申案というのが表紙というか答申をするときの表書きというふうな形となります。2枚目ですね。これが通常の答申書の雛形ですが、2枚目から読み上げるような形でご説明させていただきます。前回もう少し詳しくということで答申に添ったような形で出して欲しいとのことでございましたので、こんな形で資料を出させていただきました。

まえがき

キャンプ座間の返還に関しては、平成18年5月に日米安全保障協議委員会でチャペル・ヒル住宅地区の約1.1ヘクタールの返還が決定され、また、平成21年10月には、国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」において、国から追加的返還候補地として陸上自衛隊家族宿舎用地を含む約4.3ヘクタールが新たに提示されています。

このような中で、我々市民各層代表15名は、平成22年3月、座間市基地返還促進委員会委員に委嘱され、市長から「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の有効活用を図るため、その利用計画について」諮問を受けて以来、現地調査を含め5回に及ぶ、これはまだ5回か6回に及ぶか分かりませんが、5回に及ぶに会議を開き、慎重審議を重ねてまいりました。

跡地利用計画の策定にあたりましては「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえるとともに、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置等も考慮した中で、最大限有効に活用できるよう多角的に検討し、次のとおり意見の集約を見たものです。

この計画実現には、解決を必要とする多くの課題が内在していると思われませんが、市民の大きな期待に応え、関係機関との連携のもとに全力で取り組まれるよう切望し、ここに答申いたします。

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用計画

1 計画策定の基本的方針

今回の返還は、基地が所在する市の負担軽減策として国から示されたものであり、市民にとってもそれを実感できる活用が求められる。そのため、次の基本的な方針に従い、計画を策定した。

- 1) 返還跡地として利用計画を策定する範囲は、返還予定地約 1.1 ヘクタール、追加的返還候補地約 4.3 ヘクタール、既存敷地約 0.2 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールとする。
- 2) 跡地利用計画は、市の財政負担を極力抑制する中で、用地を最大限有効に活用できるよう総合的に検討する。
- 3) 追加的返還候補地の一部用地を国が利用することを前提として計画する。
- 4) 国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえた計画とする。
- 5) 返還跡地の現況や周辺公共施設との関連等を勘案して計画する。

2 跡地利用計画

返還跡地を市が利用するにあたっては、そのコンセプトを“スポーツと健康の森”とし、既存の市民体育館・大坂台公園との一体性を持った活用を意図した。具体的には、整備が望まれる施設として、病院及び公園を位置づけるとともに、返還跡地を大きく3つのゾーンに区分し、それぞれの利用を次のとおり計画した。

1) 病院誘致ゾーン

病院誘致ゾーンは、市民要望が最も高く、市の救急医療体制

の充実面からも設置が望まれる総合病院を誘致する区域として計画した。面積は、約 1.5 ヘクタールとし、既存敷地を効果的に活用するため、現在の市民体育館第 2 駐車場もこの区域に含めることとした。

2) 公園ゾーン

公園ゾーンは、現状の地形を活かして緑地、交流広場、多目的広場及び公園利用者等の駐車場を整備するほか、展示施設や学習室、管理事務所等を含む複合施設を設置する区域として計画した。面積は、約 1.5 ヘクタールとし、隣接する市民体育館、大坂台公園との連携を図るとともに、多目的広場は市民体育館の臨時駐車場としても活用することとした。

3) 陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーン

面積は約 2.0 ヘクタールとし、250 戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設する区域として計画した。

4) その他

返還跡地内の道路については、国が整備する陸上自衛隊家族宿舎へのアプローチ道路を有効活用する形で計画した。また、県道町田厚木線沿いに歩道を整備し、バリアフリー化を図ることとした。

3 として跡地利用計画図。でこの計画図が後ろについています。今、説明いたしました内容というのは、図面におとしてあります。こちらの位置としてはピンクのところは病院の誘致ゾーン、緑のところは公園ゾーン、黄色が陸上自衛隊家族建設ゾーンでございます。病院誘致ゾーンのところに、隠れておりますけれども市民体育館第 2 駐車場がここにあった訳でございますけれども、これも含めるという形で全体 5.6 ヘクタール、これを計画の範囲としたということでございます。公園の中ですけれども、配置はだいたいこの位置を示しまして、交流広場と多目的広場これは体育館の臨時駐車場も兼ねるという訳でございます。その隣に駐車場、その隣に複合施設、その上 1.1 ヘクタールの山林の部分ですけれどもこれは緑地というような形で整理させていただきました。おおよその面積として病院誘致ゾーン 1.5 ヘクタール、公園ゾーン 1.5 ヘクタール、陸上自衛隊家族建設ゾーン 2.0 ヘクタール道路とか歩道の拡幅で約 0.6 ヘクタール、こ

のくらいの面積の割合になろうかということで利用計画図としてまとめたものがこれでございます。先程も説明いたしましたけれども、こういった答申案という形で出させていただきましたので、ご意見としてもここはこうだとかいう形で具体的な形で、案を直していただくような形でお願いをしたいと思います。

議長：説明をいただきましたので、審議・検討に入りたいと思います。審議を集中するというでもありますので、皆さんにお諮りするのですが、頂ごとに、「まえがき」なら「まえがき」とそれから策定の基本方針、跡地利用計画など分けながら進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

（はいという声あり）

ということで、よろしくご審議をお願いしたいと思います。まず、まえがきの内容について皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

C委員：一番最初の答申書も含めてまえがきも含めて、土地の名前をどう文言として表すか。すなわち、返還跡地なのか返還予定地なのか返還候補地なのか、非常に言葉が乱立しているのですよ。この辺は統一できないものか考えています。

事務局：今の状況で、この図面でも分かるように、返還予定地と追加的返還候補地と既存敷地という形です。返還委員会にお願いしたというのは、返還跡地の利用計画という諮問の内容で、なるべく返還跡地の利用計画ということで、返還跡地という文言を使ったつもりですが、返還跡地とは何なのかということになりますと、基本方針の1番のところで、返還跡地として利用計画を策定する範囲ということで5.6ヘクタールとする。以後返還跡地として繋がっているというふうに思っておりますけれども。上の部分では追加的返還候補地という経過の中で使っておりますけれども、跡地利用計画の中では、返還跡地というふうに統一したつもりではございます。

C委員：分かりました。じゃあ、我々に委嘱された言葉が跡地なのでそ

れでいきたいと。答申の時期がまだ跡地になっていなくても跡地でせめていくという考えでよろしいですね。

事務局：はい。

議長：ご理解いただきましたか。他にございますか。

D委員：例の新成長戦略のことを言っているのでしょうか。優遇措置等とは。

事務局：それも含めて、色々な優遇処置というのがありますから。公園にする場合には、2/3 が無償で 1/3 が有償で買うとか。今おっしゃった新成長戦略に基づいた土地の転貸とか又貸してみたいなそれが出来る可能性があるかないか。今まだハッキリしていませんので、こういう表現に留めさせていただいて、そういった事も踏まえながら検討したという形にさせていただきました。

D委員：公園は 1/3 と 2/3 に分けられる。それも含めてだから新成長戦略じゃないということか。それもあるしということですか。

事務局：それだけではなく、建物にしても公園の中にできる建物じゃないと、建物の敷地は公園ではなくなってしまうので、そこは時価で買わなければいけないということもでてきてしまいます。今の優遇制度等を考えた中で検討しましたということです。

C委員：それが最初から気になっていたんです。ここを等でひとくくりにするのでなくて国有財産の処分に関する法律かなにかがありましたよね。あれは当然踏まえて尚且つ後で新成長戦略がでたことも入れますよ、ということを文章で繋げれば、そこもちゃんと踏まえて検討したんだという文書の厚みが増すんじゃないかと。ずっと思っていたんですよ。一緒に優遇措置等も考慮した中でじゃなくて、公有財産の処分に関する法律（返還財産の処分条件について 通達）ちょっと忘れちゃったけれど、及びこういった新成長戦略による措置をも考慮した中でというふうにもっていくと

少し良いのかなと、彼らはそこまで考えて検討したんだよというのが見えるのかな。

事務局：入れる分には全然差し支えないのですが、今、新成長戦略が出たばかりで、それが可能性が有るか無いかというのをまだ返事をいただいていないものですから、可能性も含めた表現として新成長戦略における新しい枠組みも考慮した中でそういった表現ならば入れられるかなと思いますが、今、はっきりしてませんので、可能性が有るか無いかと問い合わせをされていて、十分できますよと、答えをいただいていないものですから、そこまでうたい込むかどうかという判断なんです。ですから、こちらの委員会の皆さんがそれも入れよということであれば、そのように直してもよろしいかと思えます。

C委員：今までの5回の中で、検討して、途中でこれ出てきたわけですが、けれども、これは大いに利用しようという意見が大多数だったわけですね。だから私は文言に入れるべきだなあと、そう考えたわけです。

議長：今のC委員から出た内容について、ここにその語句を入れるかどうかということなんですけれども、どうしましょう。いかがでしょうか。

D委員：別に入れたってかまわないでしょ、これは。どうなんですか。

議長：はい、では事務局お願いします。

事務局：ここでいう優遇措置っていうのは、新成長戦略も優遇措置の一部であるわけです。確かに検討をしていただいた経過がありますが、今は、野のものとも山のものともわかりませんので、優遇措置等という中で、含めたらどうかということで表現させていただきました。

議長：今、事務局のほうから、大局的な中でこの表現にしたとそんな

ことだと思えますけれども。みなさんの意見はいかがですか。

B委員：私は、やっぱり慎重にすべきだと思いますね。

議長：ということは、大きな意味合いの中で、このままでいいという。

B委員：そうですね。というのは、この会議を非公開という形にしていますので、いろんな面で市民がこれからこのことについて注目し始める。で、やっぱり中には傍聴したいとおっしゃっている方もいるわけですから、もっと敏感になってくると思いますね。ですから、政府が関わってくるその一言でも、今、国会の会議でもそうですけど、たった一言でも失言は許されませんので、ですから、やっぱりちょっと慎重にさせていただいたほうがいいかなと思います。今のところはですね。

議長：今、意見が二通り出たわけですが、C委員いかがですか。

C委員：じゃあですね、優遇措置とは何ぞやと言われたときにどう答えるんですか？

事務局：優遇措置というのは、今言われたように国有財産法ですとか、優遇措置があります。新成長戦略というものも適用されればそれもあります。それと防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律というのがあるんです。例えば、公園だったら3分の1が有償で、あとは無償貸与だと。それでなおかつ防衛省の補助が半分入るんです。そういうものをすべてひっくるめて優遇措置と思っています。

C委員：反論です。それは既存の法律じゃないですか？そんなこと言ったら。何を以て優遇なんですか？優遇を認めた既存の法律でしょ、それ。法律の中で動いてきた優遇じゃないですか。そしたら何も優遇じゃないじゃないですか。

事務局：あの、既存の法律の中で国有財産を無償で貸与できる部分と、それから何分の1かでやる部分とあり、大蔵省の通達でそう書かれているんですけども、それを国としては優遇措置だよというふうには言っているわけです。市にとってね。だから本来市が時価で全部買わなきゃいけないところを、ある目的のために使う場合は、それは減額をしてやりましょうということ自体をとって優遇措置だと言ってますから、それは法律の優遇措置だって言われればそれはそのとおり通達で定めた優遇措置です。で、そういった優遇措置っていうのをひっくるめて国有財産の処分にかかる優遇措置って言ってますから、これは今の現実の措置です。で、最初におっしゃったような新成長戦略、これからの措置ですから、それが今できるかどうかっていうのが分からない状況ですから、それはその検討の中で、私どもも、こういう可能性があるんだったらという視点を持った中で検討したよということを残したいということであれば、先ほど私が言ったように、それは皆さんのご意見として、じゃあそういうことも検討したんだと、今の法律の枠を超えてね、超えてっていいですか、まだ確定はしていないんだけど、こういった新しい枠組みができたんだからぜひそれも使ってやるべきだよというような検討もしたよということを残したいということであれば、この中に残すということもおかしくはないんじゃないかなという意味で私は申しあげましたので、それは皆さんもご意見を言っていただいて、私どもは全然どちらでもかまいません。ただ、仮にここで新成長戦略の枠組みを入れた場合にその表現にもよりますけどね、後々まあそこはその可能性がなかったということも出てくるかもしれません。ただそれは今の時点でその可能性があるんであれば、それを追及していこうという姿勢の表れだというふうに解釈をすれば、別にそれは後から振り返っても、その時点での判断ということになりますから、それはそれでまた構わないのかなというふうには思っています。ですから、皆さんが、そういったことも入れたいということであれば表現的に直すことについて、ぜひ皆さんでご意見をいただいて、決めていただければというふうに思います。

議長：はい。今、事務局の方から、原案を出すにあたって優遇措置と

その背景について説明があったわけですが、いずれにしても、今の意見を踏まえてどう考えるか、そういうことになろうかと思えますので、その記述をどうするか、新しくできた新成長戦略、これを入れるかどうかについて意見をいただきながら決めていきたいと思えます。

D委員：はい。この文章でいいと思えます。この中に全部入っているということです。できたばかりで新成長戦略っていうのはどういうふうに今後、決まるかわからないと思えます。確定というか間違いないとはっきりしてるのであれば入れてもいいですけども、この文章でいいと思えます。私はいいと思えます。

B委員：私もそうですね。促進委員会の性質上、やはり市民目線の皆さんが、どう利用したらいいのかということでお集まりなんですから、やっぱりまだこの大きく決定したように示してしまうということはちょっと慎重にしたほうがいいと思っています。文章上これで十分私もいいんじゃないかなというふうに思えます。

議長：C委員、いかがですか？

C委員：いや、だから、要はどここの角度から言われてもいいのが、将来に向かったの話だと思うんですよ。だから、もし、このままでいいという言葉そのまま私が理解するならば、等というのは、既存の法律がそれぞれあって、それぞれの優遇措置を等と言っているんですね。であればこれでいいんです。そうすると新成長戦略はここに一切出てこないんです。この等の中にも入ってこないということなんですよ。そういうことでよろしいんですね。だから言葉を大事にしたいと。

事務局：その等の中には、新成長戦略も入っていると意識してはおりません。

議長：入っているという説明だったと思えます。ただ、具体的に入れるとそれを決定、それでそれが遂行できるか、まあ今後の交渉に

なるとは思います。それがわからないので等という言葉を入れて表現する、そんな考え方だと思います。

D委員：言ってみりゃあファジーなことですよ。プラス思考で。

議長：E委員どうぞ。

E委員：逆に誤解を与えるようであれば、一番の基本的方針のところ、(2)番で、この文章が、跡地利用計画は市の財政負担を極力抑制する中で用地を最大限に有効に活用するという文言ありますので、まえがきとの整合性を考えたときに、もし誤解を与える可能性があるんだったらこの優遇措置の考慮云々っていう文言をまえがきから削除してもいいのかなあというのが一つの考えでございます。当然我々過去4回の中でね、新成長戦略の話、特に前回はね、その話をさせてもらったんですけど、あえていろんなご意見が出て、もし答申に対してね、何かしらのいろんなご意見が出てしまうのであればね、その不明確な、不明瞭な可能性のあるものに関しては、逆にまえがきで削除しちゃってもいいのかなというのが一つの考えとしてあるのかな。今後また答申が出た後、新成長戦略等が実際に具体的に運んだ時にそれは適用される云々かんぬんは、それは議会の方でやっていただければいいと思うんですけどね。

議長：はい、A委員。

A委員：この文章でいいんじゃないですか。というのは、当然考える中で、優遇措置も必ず検討をしないといけない部分で、それを検討しないで会議を進めたっていうと、逆に言うとそこまで考えていないのかというふうに思われるかもしれないですね。別に、この等が入っているとかなんとかって、そんなこう、こだわる方がおかしいんじゃないかと思いますがね。

議長：他の方がいかがですか。F委員いかがですか。

F委員：まあ、等っていうのはこれどうでも取れる等ですけど、逃げる部分もできるし、色んな将来的にまた国からももっといい国策も出てくるかもしれないので、それも含めて、入れておいた方が自分はいいと、弾力性が持てるんじゃないかなと思うんですけども。悪い意味でもとらえられるし、いい意味でもとられるしというのがあるので。等を入れておいても別にそんなに問題がないんじゃないかと思います。

議長：じゃあまあ、多くの意見が聞かれたんでまとめたいと思いますけれども、このままのかたちで一応決めたいと思います。よろしいですか。

（はい、の声）

じゃあこれでやらせていただきます。別に何かありますか？こういう文章ってなかなかね、日ごろなじめないから、本当にいろんなとらえ方をするので慎重にやっていく必要もあるということです。

G委員：まだ確定していない、見えない部分では、やっぱりこの等って使うことって、いまさらながらけっこういらっしゃるので、ぼかしている部分があって、どうにでも動けるようにね。そこを突っ込まれるのはどうかなと思ったんですが。

議長：その他ございますか。よろしいですか。

（先いきましょう という声）

もっと具体的なところに入りたいということでよろしいですか。では、まえがきの部分はこれでよろしいですか。

H委員：ちょっといいですか。2行目なんですけど、チャペル・ヒル住宅地区のところ記憶だと、今まではチャペル・ヒルの住宅地区は一部というふうに表現されていたと思うんですが。住宅地区の一部で約1.1haだと思います。

事務局：すいません。全くそのとおりです。この一部というのは入れさせていただきますと思います。チャペル・ヒル住宅地区の一部約

1. 1ヘクタールというふうに。

議長：よろしいですか。はい。どうもありがとうございます。それでは前に進めまして、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用計画。では関連してしまう可能性がありますけれども、この計画策定の基本方針ということで皆さんのご意見を聞いていきたいと思えます。いかがでしょうか。

B委員：よろしいでしょうか。のところですが、大きな項目について、委員会で十分にお話したことが文言として入れられていますので、いいんじゃないかなと思えます。

議長：よろしいですか。C委員。

C委員：非常に細かいことでよろしいですか。一番の2行目で、そのため、後半ですね、次の基本的な方針に従ってこれ、この従いじゃなくて、方針にのっとりとか、そういう言葉の方が柔らかい表現でよろしいと。従ってというのは何か命令に対する従いという話になりますので、この辺の書きぶりを変更されたいかがでしょうか。

事務局：そういう抵抗があるような言葉だったとしたら直したいと思えます。基本的な方針に基づきとか、よりとか、どちらがよろしいか。

C委員：やっぱり大事なんですよ。表現が大事な文章だから。

G委員：そうですね。一字違うとね。また。

議長：次の基本的な方針に基づきがいいですかね。よろしいですか。じゃあここを従いじゃなくて基づきということで。C委員から細かいことというお話しがありましたけれども、答申書でありますから記録に残りますから、これが決定した後は、この答申文書が公開されということもありますので。

事務局：先の話で恐縮ですけども、仮に答申書としてまとめていただくと、これは市長に答申をいただきます。その答申書というのは、これから新聞社にも投げ込みをさせていただく、それから議員さん、促進協のメンバーにも提供させていただいて、こういった答申をいただきましたという形で公表させていただきたいと思っています。ですから、変に固くなるとかそういう意味ではなく、これはこういった性格のものだにご理解いただければと思います。

議長：はい、よろしくお願したいと思います。先ほどC委員のほうからこの文言については、何度も意見交換した内容だということだったということで、そういうことからして、一番の基本計画の策定方針についてはこれでよろしいですか。前に進ませてよろしいでしょうか。

（はい、の声）

それでは、最終ページになりますが、跡地利用計画ということでみなさんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願します。はい、G委員お願します。

G委員：市民からの要望のアンケートでは、座間市では2か所しか救急の病院がないということで、そのことも含めて、そういう救急医療体制が整った総合病院がもうひとつあればなということがあったと思うんですが、ただ、一番の病院の誘致ゾーンは、市民の要望が最も高く、市の救急医療体制の充実面からも設置が望まれる総合病院、あくまでも誘致するという話がでていますが、誘致するにしてもその病院に対しては必ず病院救急医療体制が整った総合病院を誘致してもらわないと正直言って、ただの病院じゃ意味がないと思うんです。充実面からもというところあくまでアンケートの話であって、だから整った総合病院の設置が望まれるということですよ。だからここはちょっと意味合いが違うんじゃないかと思うんですけど。

議長：はい、事務局お願します。

事務局：これについては、二つ意味があるんです。市民の皆さんの要望が一番強い、救急に対する要望が強い病院がひとつあります。市の方としても救急医療体制というのは、市の委託でやっているわけなんです。夜、急病になったときに市内の病院をお願いをして、外科、内科、小児科とお願いをして順番にやっていってもらっている。その病院が前5つあったのが2つになってしまったので、今度は市外に多くの患者さんを運ばなくてはいけなくなりました。そういう状況というのは、市も救急医療体制の充実を図らなければいけないので、そのためにはどうしても病院が必要だという二つの側面があって、それを表現をしたつもりなんですが、そのあたりにももしご意見をいただければ、もう少しわかりがいい表現があれば、お願いしたいと思います。意味としては二つの観点があるということです。当然、総合病院ですから病院としては救急をやってもらわないと困るわけです。

議長：入れた方が強いですがね。文章としてのまとめ方としては。

G委員：そうですね。要望には応えられていますよという感じですよ。意味が深いかと思ったんですが。あと確認なんですけども、例えば救急医療体制が整った総合病院になったとしても、やはりこの近隣市で何市かで夜間救急を広域でやってますよね。それは変わらないわけですよ。だから座間市が2つが3つになったというだけです。割合が増えたということなんですよ。

事務局：今は、基本的には座間と綾瀬で順番でやっているんです。けども市内に病院が2つしかないということは、毎日座間市内に一つどっかあるというのはできないんです。ですから74%くらいを市外、厚木とか大和とかそういった所に運ばなければならないんです。それが、座間市に救急の病院がもう一つあれば、市外に行く件数も減るし、救急の搬送の時間もぐっと短縮されるわけです。そうすると今の救急車の台数は三台なんですけど、これがもう一台必要だという論議も出ているわけです。一回に時間がかかってしまうのでね。その間に患者さんが出たときには対応できな

なくなってしまうというような問題もあるので、是非一つは救急医療体制をもった総合病院が欲しいなということなんです。

議長：他に何かございますか。I委員いかがでしょうか。

I委員：病院の誘致ということで強力に書いていただければと。市民も必要な病院ということでもあるので、なおさら今、G委員さんがおっしゃるように一言入れてくれればもっと強力に感じるかなと思います。

議長：はい、J委員。

J委員：今の問題なんですけども。文言のところなんですけど、入れるのではなくてかえって削除した方がいいのではないのかなと思うんですけど。市の救急医療体制の充実面からも設置が望ましいというところが入っているもので、前の救急体制の充実というのが薄れてしまうのではないかなと思うんです。それで、望まれる総合病院ということで、総合病院だけが望まれているような感覚を受けてしまうんです。むしろこの設置が望まれるというのを削除してしまって、充実面を即総合病院の方へつなげれば、救急体制の整った総合病院だというふうにとれるんだけど、そこでちょっと間があるから、なんか総合病院だけあればいいのかなという感覚になってしまうのではないかなと思うんです。

議長：G委員もそのような感じでしょうか。

G委員：そうですね。設置が望まれるという方がいいかと。だから総合病院が救急医療とイコールになっていないような気がするんですね。

J委員：ですから、すぐ充実というのを総合病院につなげてしまえばいいのではないかなと思うんですけどもね。

議長：一応、委員会の意見は、市の救急医療体制の充実面から総合病

院を誘致する区域として計画したとそういう意見。

J 委員：充実した総合病院につなげちゃえばいいんじゃないですか。そうすると救急医療体制が整った総合病院という意味にとれるんじゃないですか。充実した総合病院にしちゃえば。設置が望まれたなんていうのが入っているから、何か総合病院だけを望んでいるのかなという感覚を受けるような感じがしますね。充実した総合病院にしちゃえばそれが一番すっきりしてるのではないかと思うんですけど。

B 委員：ただ、設置するとは言っていないからまだ。そこまで断言できないのではないかと。そこが苦しいのではないかと。

議 長：そういう意見も出ましたけど、事務局何かございますか。

事務局：先ほど言ったとおり二つの面があって、市民要望が一番高いのは病院ですというのが一つあって、もう一つは市の救急医療体制を確保する面からも必要なんです。その二つを同時に表現しようとする、どういうふうに表現したらいいかと考えていたんですが、例えば、病院誘致ゾーンは市民要望がもっとも高い病院を誘致するゾーンとするとちょっとだぶってしまうんですけどね。意味としては、市民要望が最も高い病院を誘致することとし、市の救急医療体制の面からも救急医療体制を備えた病院を誘致する区域とするとかいうと言葉がだぶってしまっていて、どういうふうに削除しようかと悩んでいたんですけど、意味としては、そういう意味なんです。救急医療体制の充実というのは、病院が救急指定になるかならないかということが一つと、他の病院との連携というのものもあるわけなんです。ですから、救急医療体制ということとその病院だけではなくて、他の病院との連携ということが入ってきてしまいますので、そういう面から充実というのを入れたというのが考え方なんです。市の救急医療体制というのは、一つの病院だけではなくて、他の病院との色んな体制づくりという面からも必要であるよというのが一つあるんです。ですから表現をどうするか、いい案があれば教えていただいて。

議 長：それでは、いい案を考えるということで、休憩をとります。

休憩

議 長：それでは、休憩をとり、委員会を再開したいと思います。文言について、事務局の方でもご検討いただいたので、その内容について説明いただきたいと思います。

事務局：ぱっと考えたもので、おかしいかもしれませんので、聞いていただいた後でご審議いただきたいと思います。病院誘致ゾーンは、市民要望の最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制の中に組み込むよう計画した。それで、面積は約 1.5ha と続くんですけども。

J 委員：救急体制というやつと市民が一番要望している病院と二つの要望があるわけですね。そこはやはり分けてやった方がいいのではないかというので今話があったと思うんですけども。

事務局：もう一回ゆっくり言わせていただきます。病院誘致ゾーンは、市民要望の最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制の中に組み込むよう計画した。面積は約 1.5ha と後は続きます。

議 長：考えていただいてありがとうございます。病院誘致ゾーンは市民要望が高くではなく高いというのは一致したんですが、この後、この文章を活かしたらいいかというのはさっき話していた内容なんですけれども、今の事務局で考えていただいた内容が出てきたんですけれども、市を入れなくて、病院誘致ゾーンは市民要望が最も高い、救急医療体制の充実面から総合病院を誘致する区域として計画した。というのが素直でいいのではないかと思うんですが。高いのと、市のというのを入れるというところがちょっとひっかかるのですが。

K委員：会長がおっしゃったのをもう一回言っていていただいでよろしいですか。

議長：はい。病院誘致ゾーンは市民要望が最も高い救急医療体制の充実面から総合病院を誘致する区域として計画したと。このまま文章を活かした形だと。

K委員：最も高いは救急医療体制にかかるんですか。その高いはどこにかかるんでしょうか。

議長：この文章だと救急医療体制にかかるんですね。市民要望が最も高い救急医療体制と。そういう観点から総合病院なんだよという意味なんです。皆さんどうでしょうか。

K委員：私としては、事務局案の方がわかりやすい気がするんですが、皆さんどうでしょう。

I委員：いいでしょうか。もう一回復唱させていただくと、病院誘致ゾーンは、市民要望が最も高い総合病院のというと、総合病院を誘致することが最も高いように思うことが一つと、市の救急医療体制の中に組み込む、この最も高い総合病院を市の救急医療体制がある、その中に組み込むよう計画したと。このあとから考えてくださったものの方が何か望まれるというような弱いことではなく、強く最も高く感じましたので、あとからの方がいいと思います。

H委員：私も同意見です。

L委員：私もそう思います。両方の意志がはっきりでているほうがいいと思うんですね。

A委員：ちょっといいですか。市民要望というところは、市民の要望とのをいれてはどうでしょうか。

議 長：それでは、最初の事務局案がという意見が多いようですので、事務局もう一回復唱をお願いします。

事務局：わかりました。病院誘致ゾーンは、市民の要望の最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制の中に組み込むよう計画した。書き写せましたか。

J委員：組み込むというのはどうでしょう。取り入れるとか。

議 長：事務局としても、これが課題としてあるからというイメージであるかと。

I委員：組み込むか取り入れるかというところは、また考えるとして、市民の要望として総合病院が欲しいと、それが一番強いと。それで、その総合病院があつてなおかつ救急医療体制も欲しいということだから、今の取り入れる・組み込むというのはちょっと置いておいて、最も高い総合病院を誘致してなおかつ救急医療体制の中にそれが入っていればいいなと思いました。

D委員：市の救急医療体制というのは、脆弱なんだよね。だから充実させなければいけないんですよ。だから、その充実というのはどこかに入れた方がいいのではないのでしょうか。組み込むというよりか充実と。だから、この総合病院を誘致することによって市の救急医療体制も充実するということなんですよ。そういうことでどうでしょうか。

議 長：事務局からまとめる案が浮かんだようですので、事務局どうぞ。

事務局：最初は病院誘致ゾーンは市民の要望が最も高い総合病院を誘致することとし、ということでそこまではいいですね。

（賛同の声）

そのあとで、市の救急医療体制を充実することを目的にとか目標に計画したとか。

B委員：考慮しではどうですか。

J委員：いや充実の方がいいと思いますよ。考慮だとちょっと弱いですよ。

G委員：考慮というのはあくまでも考えだけでは。

事務局：市の救急医療体制を充実させるよう計画した。でどうでしょうか。

議長：はい、K委員。

K委員：確かに充実という言葉がはいた方がいいかなと思います。充実させるよう計画したとかの表現の方がいいのではないですか。

M委員：すっきりしていていいですね。

議長：それでは最終提案になろうかと思いますが、お聞きいただければと思います。

事務局：病院誘致ゾーンは市民の要望が最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制を充実させるよう計画した。

（賛同の声）

議長：よろしいですか。ではここはそのように直したいと思います。そのほかに。

K委員：質問いいですか。この病院誘致ゾーンの所と次の所にも絡むことなんですが、病院が1.5ヘクタールで公園等が1.5ヘクタールというこの内訳は今回初めて出てきたんじゃないかと思うんですが、おそらく合理的な根拠があって分けられたと思うので、その理由を聞かせてもらえればと思います。

事務局：一般的に病院を建てる場合、用地の規模として200床以上だと3000坪から5000坪が必要といわれています。その中で何ヘクタ

ール本当に必要なのかということになりますと「1.5 ヘクタールで大丈夫です」と自信を持って申し上げることははっきり言うてできません。というのは、実際、病院にお願いしようということになった時に、病院としてももう少し用地が必要だとか、いらんだとか、病床数の関係からもある程度の幅があると思っています。ですから合理的な根拠はありませんが、今の時点で目安として約 1.5 ヘクタールが適当ではないのだろうかということで想定しました。また、用地的にも病院と公園で半々の利用がよろしいのではなかろうか、という観点もございます。ですから、具体的にこの面積をどうするかご検討いただければと思います。

K 委員：面積のことなんですが、「平均的な総合病院としての平均的な敷地面積を考慮して約 1.5 ヘクタールとした」にした方が、唐突に 1.5 ヘクタールと出てくると、平均的にこのくらい必要なだと分かるように、若干幅を持たせて書いておいた方がいいのか。この点を検討する必要があると思います。約と書いてありますので、そんな厳密なものではないのかとも思いますけど。

事務局：「現時点で想定する面積として約 1.5 ヘクタール」とするか「平均的な病院の状況から勘案して約 1.5 ヘクタールとし」など入れるとすればそんな表現になると思います。

A 委員：病院の大きさが全然わからないのですが、一般的な病院としては 1.5 ヘクタールは十分な大きさなんでしょうか

事務局：病院の考え方にもよりますが、一般的には 200 床以上の場合 3000 坪から 5000 坪が必要と伺っています。ですからそれを表現するとなると難しいものがありまして、それでいいのかどうかというのも問題なので、委員会として病院の敷地として約 1.5 ヘクタールを割り振ったという形とするかどうかだと思います。

C 委員：200 床というところのあたりの病院ですか。イメージが湧かないもので。

事務局：相模台病院が 190～196 です。大和の徳洲会病院が 199 床、湘南厚木病院が 220 くらいです、海老名の総合病院が 454 床です。

議長：それでは、次の質問ということで、B 委員。

B 委員：漠然といいますけども、公園と病院の誘致ゾーンについてですが、それぞれに割ってしまうと 1.5 ヘクタールずつになりますが、希望としては公園が病院の憩いの場として利用できたらいいと思います。リハビリとかいろいろなことを考えて公園化した病院を望みます。

議長：はい。事務局。

事務局：当然ここに建物が建てば、例えば患者さんが散歩するだとか、そういったことにも公園の方に来て使えるということはあると思います。ですから、今、ここでゾーン分けした図でこういう区別になっていますけども実際の利用はある程度病院と公園の相互でうまく利用できればそういった形もひとつあるかなとは思っていますけども。

議長：よろしいですか。一点発言させてください。多目的広場というのは、どのような使い方を想定しているんですか。

事務局：ほんとに多目的広場ですから。今、市民体育館で例えば何か大会があるといった場合にバスを止められるところというのはなかなかないんです。そういった場合に、この多目的広場を臨時駐車場にして、こっちの方にも大型バスが入れるようにといった形も考えられたらいいなということもあります。ですから、広場を例えば芝生にするのか、舗装というか固い地盤にするのか、それはまた今後の検討になるかと思いますが、使い道としてはそういったことにも使える、あるいは中のイベントにも使える、あるいは普段遊べるところにも使えるといったイメージで多目的広場を想定しております。

事務局：議長すみません。先ほどの病院の数なんですが、今、調べましたところ 3 月末、平成 21 年度末で数字がでているものがありまして、病床数というのは結構変動があるらしいのですが、さっき言った数字から一番新しい 3 月末というのでみると若干変わっておりますので、もう一回言います。大和市立病院が約 400 床です。海老名総合病院が 469 床。相模台病院は 190 と先ほど言いましたけれども、3 月現在では 151 床、湘南厚木病院がさきほど 220 といいましたけれども 250 床になっています。それで大和徳洲会病院が先ほども言ったとおり 199 床というようなことで、病床数には変動があるということでした。

議長：ありがとうございます。他にございませんか。

事務局：さきほど K 委員さんがおっしゃっていた面積の後に何か入れるかどうかというのは。

K 委員：私、文章についてはそんなにこだわってないですから、約というのは、ある程度目安ということですから文章的にはこのままでいいのかもしれませんが。

議長：はい。B 委員。

B 委員：あとすみません。この赤い、地図の一番端のとがった部分なんですけども、ここが前にも見学させていただいて、とても傾斜が高いところだったと思うんですけど。ここは、ほんとに利用できるのかできないのかわからない土地柄だと思うんですけども。ここに何か桜の木とかいじらなくてもいいようなものがあつたらいいなと思うんですけどいかがでしょう。

議長：事務局。

事務局：このとがっている部分でいいですか。

B 委員：はい、この右端のとがっているところですよ。何か目隠しが

ないと結局荒らされていくと思うんですね。

事務局：このとがっている部分というのは、家族宿舎用地として使うということになっているんです。

B 委員：関知できないんですか。

事務局：この利用の中で、ここのところは車が通れるような道なんか作れないですから、ここから例えば、相武台に買い物に行くのに、歩いてとか自転車に乗って行くとかそういう道を整備すると。その周りについても、ただ遊歩道みたいなものを作るだけでなく、その周りも配慮してもらおうと、例えばこちらの緑地の方とうまく合うような形で整備をしてもらうということを国のほうに申し入れたいと思っています。

議 長：はい。A 委員。

A 委員：さっきから言葉の問題がでてますけど、公園ゾーンなんですけれども、公園ゾーンは現状の地形等を活かしてとあるんですけれども、等、等が多いので、現状の地形を活かしてというのでいいのではないかと思うんですけれども、地形に等というのはどうかなと思うんですけど。

事務局：自然というかそういう意味もあるんですが、ずるいやり方で「等」とさせていただいたんですけど、とることについてはかまいません。

A 委員：現状の地形を活かしてという方がすっきりしているのではないかと思います。

議 長：それでは、公園ゾーンは現状の地形を活かしということにしたいと思います。よろしいですか。

（はい。という声）

事務局：あの、すいません、等が多いってのは言い訳なんですけれども、意味としてこれを言いますと、多目的広場及び公園利用者等と書いてありますよね。それで、これ広場と公園だけじゃなく、例えば、市民体育館の利用者だって止めれるわけです、駐車場がここにできればね。もう一つ、次の展示施設や学習室、管理事務所等って書いてあります。これも中身が、これから具体的に何をこの中にやろうかっていうのがちょっとまだ不確定な部分がありますから、ここも含みを持たせたかたちで「等」ということで入れたということをごさいますて、「等」の表現が多くて恐縮です。

議長：じゃあ等についてやろうか。現状の地形等は消すと。そして緑地、交流広場、多目的広場及び公園利用者等の駐車場を整備する。ここはいかがですか、等。いいですか。そして、展示施設や学習室、管理事務所等を含む体験学習等を・・・これちょっと何か引っかかるなあ。ここも等いらんんじゃない。

I委員：ここで等がある。ここはいらんのでは。

議長：ここおかしいなあ。含む、複合施設、じゃないの。
(どっちか一つ消しちゃえば？という声)
ここは体験学習ですね。だから事務所及び体験学習ならばいいけど、この等と等は何かあれだなあ。

事務局：すいません。この体験学習等複合施設というのは、一つの名称なんです。ですからそのところはちょっと動かせないかと思うんです。

B委員：そしたら前の学習施設、削除はダメですか？

F委員：いやいや、だからそれはそれ。体験学習までが一つの部分になっちゃってるってことは等は抜けないですよ。これそうなると二つの等はやっぱり抜けないんじゃないですかね。

(賛同の声あり。)

I委員：じゃあこのままでいいですね。

(賛同の声あり。)

議長：はい。

I委員：地形等だけ消すということですね。

議長：はい。そのように。

H委員：すいません、ちょっといいですか。陸上自衛隊の家族宿舎、造成するのか切り盛りするのかわかりませんが、大幅に切り盛りした場合、この書き出しの現状の地形等を活かそうとなってますけれども、活かさない場面というのが出てくるんじゃないですかね。

議長：公園側ですね。はい。その辺いかがですか。

事務局：あの、現状の地形っていうのは主にここら辺のことを意味してたんですよ。で、ここら辺を全部崩しちゃおうとは思いません。あくまでこの宿舎用地の中で造成をする場合は、ある程度この線に沿って造成をするのではないかと。で、それは、うちの方の計画に沿った形で全体を造成してくださいよと、今要請しているんです。国に。ですからその辺は、うちの方の計画と整合性が取れるような形の造成というのをやっていただけるといふうには思っております。

H委員：工事する場合は、座間市が返還を受ける土地に出入りしてやりますよと。

事務局：はい。基本的にはここからここが進入路になると思ってます。ここら辺に道作っちゃうということは考えてないです。この進入路っていうのは、底地は国のもので、上物も国が整備する。で、

国が整備するんだけど、市民も使用できるということです。

H委員：だからその道路は返還地なのでしょうか。

事務局：はい。この道路については、返還地なんですけど、国が使うということです。で、国が使うけれども、これはここの専用のね、進入路じゃなくて、市民が使えるような形になっています。

議長：よろしいですか。そのほかにありますでしょうか。はい、C委員。

C委員：(3)の1.2からの流れとして、何々ゾーンはという主語がきて、ここでいきなり面積は約2.0ヘクタールとしてというので始まっているんで、流れがないのかなと。やっぱり同じような表現でもし括れるならば、陸上自衛隊家族宿舎ゾーンは、250戸云々で、面積は約2.0ヘクタールとしたというようなほうがちょっとスマートかなと思いましたけれども、わざわざこうした理由があるならば別ですけれども。

事務局：特に理由はありませんので、同じ書き出しとしますと、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンは、250戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設する区域として計画した。面積は約2.0ヘクタールとしたと。そんな形でいかがでしょうか。

C委員：問題なければそのほうがいいのかと思います。

事務局：じゃあもう一回言います。陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンは、250戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設する区域として計画した。面積は約2.0ヘクタールとしたということです。

H委員：ちょっといいですか？なんか、250戸ってこっちで決めつけるのは何となく変な感じがしないでもないんですが。

議長：計画は出ましたけどね。

事務局：決めつけるというよりも、これはうちの方が面積も宿舎の規模も縮小してくださいねって要望をして、国としてじゃあ面積は約2.0にしましょう、戸数は250戸にしましょうという回答をもらってますから、それに基づいた戸数と面積ということなんで、言えば国が計画していることをそのままここに入れたっていう表現なんです。

I委員：最初は300だったんですね。それが250になったんですからね。

議長：よろしいですか。

B委員：ちょっとすいません。これ、250戸の宿舎というと、大体何階建てくらいになるんでしょうか。

事務局：まだ具体的に示されてはいないんです。

議長：新聞に出てましたよね。

事務局：この前の新聞に出てたというのは、中央即応集団司令部というのが今度朝霞からキャンプ座間に来るんですけど、そのキャンプ座間に来る隊員のその隊舎のことです。

議長：跡地利用の建物の計画ではないんですか。

事務局：そうではなくて、朝霞からくる隊員が、そこへ入る建物。それと独身者の寮。それを相模原市分に、キャンプの中の相模原市分に建てますっていうのがこの前新聞に載ってました。で、うちの方はその中央即応集団司令部の家族が住む宿舎なんです。それで、何階建てで何棟っていうんですけど、まだ、防衛の方でも、この位置がこういうふうになんか少し上になったもんですから、もう一回たぶん検討をしていると思うんです。最初の中からここを切って上にあげちゃいましたから、たとえば駐車場の位置ですとか

ね、入り口もこっから入るとこっから入るとで違いますから、ちょうど今その中をどうしようかということを検討しているところだと思いますんで、まだそれは明らかにされておられません。

B委員：イメージとして一棟だけじゃないですかね。

事務局：はい、250戸ですからね、考えてみると、たとえば1階10戸として、12階建てだと2つは必要ですよ。だから、何階建てになるかわからないですけど、そんなに極端に高い建物っていうのは建たないよというのはいっています。この景観に配慮した形で、やってくださいというのはいっていますから。

議長：そのほかございますか。いいですか。それでは、休憩をとります。

休憩

議長：それでは、今休憩時間中に、事務局の方で先ほどみなさんからご意見いただきながら決定した部分。直した状態でやっていたのですが、事務局のほかからその前に。

事務局：さきほど体験学習等複合施設というふうに言いましたけど、これ、体験学習等っての取っちゃって、展示施設や学習室、管理事務所等を含む複合施設というふうにさせていただきたいと思えますので、これをちょっと取らせてください。

議長：はい。わかりました。じゃあご意見がもしなければ、一応改めて確認するんですが、まえがきの部分で、2行目になりますか、住宅地区の一部約というのが入りますよね。まえがき段階ではこれでいいですね。それから、の計画策定の基本的方針、2行目になりますか、次の基本的な方針に基づき、よろしいですか、それから、二番の跡地利用については、(1)の病院誘致ゾーン、それが病院誘致ゾーンは市民の要望が高い、そして総合病院の誘

致の部分ということでここは変えたと思うんだよね。いいですか、あとは任して。はい。それから(2)の公園ゾーンについては、公園ゾーンは現状の地形を生かし、等を抜いて、それから、今の事務局のお話なんです、体験学習等、これについてはやはり外したと。複合施設ということでくるということですね。それから次の(3)に至っては、250戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設するという文言を逆転させたっていうことですね。よろしいですか。一応この考え方で答申書の作成を事務局にさせていただくことにしたいと思います。それから一つ、事務局の方から、アドバイスいただいた内容なんです。それは、答申をするにあたって、自分たちの考え方を強く示すという、そういう一つのかたちの方法として、付帯意見を付すこと。これは非常に有効なんです。そして、文章的にもまとめていただいたんですけれども、4としてですね。もしよろしければそれを付帯意見としてつけたいと思います。では事務局からお願いします。

事務局：すいません。これは、あくまでも事務局からの提案というよりも、皆さんの方で例えばこの答申をするにあたってですね、これを言っておきたいよとかっていうことを、付帯意見として付け加える、そういった形もあろうかなと思うんでこれまでの検討を踏まえた中で、一つの案をお示しさせていただいたくものでございます。

議長：じゃあ配ってください。

事務局：ちょっとお時間頂いて配らせていただいて、それにさらにですね、委員会としてこの文言を付け加えた方がいいよ、ということであればまたそれも付け加えさせていただければというふうに思います。

議長：はい。いずれにしても、自分たちの気持ちをさらにこう、後付で、意思をはっきり伝えたいと。そういう手法になるかと思えます。

I 委員：待っている時間に伺っていいですか。この答申終わったら、この会はどうなるんですか。もう解散ですか。

事務局：先に言うのも変ですけども、仮にまとめていただいた場合は、正副会長で答申を市長の方に手渡しをしていただいて、答申をした時点で、この委員会はいったん、休憩といいますか、解散にはなりません。任期は2年ありますから、新たに返還に関する諮問をして検討をしていただくという内容があった場合は、またお集まりいただくということもあろうかと思います。

I 委員：無ければ任期までということ。

事務局：一応そうですね。

議長：それでは、今、事務局が配っているのが付帯意見ですね。で、もう一部は先ほどのいくつか指摘した内容。また、皆様のご意見でまとめた文言についての訂正版です。よろしいですか。それでは、さきほど言った趣旨に沿って4として付帯意見、またこれに何か皆さんのさらにご意見があればと思いますけれども。

事務局：じゃあすみません。読み上げさせていただきます。本計画の推進のため次の意見を付すということで、一つとして、この計画は返還跡地の利用について一定の方向を示したものであり、今後市として詳細な検討を加えた上で具体的な整備を推進されたい。特に、公園ゾーンの施設については、国の補助制度等を活用する中で内容等を十分に精査されたい。二つ目として、病院誘致にあたっては現状の医療圏における病床過剰地域の課題解決とともに、市の財政負担を極力少なくする方策を模索するなど、その実現に向けて全力で取り組まれたい。三つ目として、今後とも、返還跡地に係る国との協議を積極的に行い、市の跡地利用に対する最大限の配慮を求められたい。以上です。

議長：いかがでしょうか。これを付帯意見として、よろしいですか。

全 員：はい。

議 長：はい。ありがとうございます。それから、あと2枚もので直したものです。ですから、これをこの後に4と入るわけですね。そして3、4という形で2枚ものでの答申書になると思います。よろしいですか。

それでは、お諮りするんですが、今の検討した内容について答申案から答申ということによろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手)

挙手、全員であります。

それから答申の仕方なんですが、皆様のご都合がよければ、これをまとめて市長を呼ぶやり方と、正・副会長でこれをきちっとファイルした後、別途、市長に答申をする方法の2つがあるんですが、いかがいたしましょうか。

E委員：会長、副会長に一任します。

議 長：そういうことによろしいですか。

(賛同の声)

事務局：それではこれを整理しまして、今日、市長の方で時間が取れるようであれば、待っていただいで答申いただければ、今日で決まりがつく形になりますので。そんなに時間は取らせない形でやりたいと思います。また、せっかくですから皆さんもご都合がつけば、市長がここに来て、答申していただいで少しお話をするという機会もいいのかなと思いますので、どうしてもという方は別ですが、よろしければそんな形にしたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長：速やかにやっていただいで、正副で市長に答申申し上げたいと思います。

事務局：それでは、ちょっと休憩していただいて、その間で調整してきて時間をお示ししますので、ご都合のつく方は待っていただきたいと思います。

議長：それでは休憩を取ります。

(休憩)

議長：それじゃあ会議を再開したいと思います。答申に関してなんですけれども、市長が今、こちらにお見えいただけるとのことですが、私の、この議長の任は、ここで締めなければいけないので。

事務局：一旦この会議は締めていただいて、市長が来たときには会長・副会長から答申書を手渡ししていただければと思います。

議長：じゃあそういうことで一旦締めますので、みなさんのご協力で改めて感謝申し上げます。これから市長お見えになるそうですから、私と副会長二人で代表の立場で答申をお渡しさせていただきたいと思います。いろいろ長い間お付き合いいただきました。ありがとうございました。

(拍手)

議長：じゃあ以上で議長の任、解かせていただきます。

事務局：本当にありがとうございました。以上をもちまして基地返還促進委員会第5回会議を終了とさせていただきます。みなさんのご協力が無事今日答申というような形ができました。本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。今、市長を呼んでまいりますので、この場で答申書をお渡しいただくということにさせていただきます。よろしく願います。

会長・副会長から市長へ答申書の手渡し

以上。

